資料２

○柏市保健所条例

平成19年12月26日

条例第47号

（設置）

第１条　本市における公衆衛生の向上及び増進並びに市民の健康の保持及び増進を図るため，地域保健法（昭和22年法律第101号。以下「法」という。）第５条第１項の規定により，保健所を設置する。

（名称等）

第２条　保健所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
柏市保健所	柏市柏下65番地1	本市の区域

（平21条例34・一部改正）

（手数料）

第３条　地域保健法施行令（昭和23年政令第77号。以下「令」という。）第８条第１項第１号に規定する特に費用を要する衛生上の試験及び検査その他の業務に係る役務（規則で定めるものを除く。）の提供を受ける者は，手数料を納入しなければならない。

２　前項の手数料の額は，健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第２項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第１項の規定により厚生労働大臣が定める算定基準により算定した額の100分の80に相当する額に，その額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）を加えた額とする。ただし，この算定方法により算定し難いものは，実費に相当する額として規則で定める額とする。

３　手数料の納入の時期は，第１項に規定する役務の提供を受ける時とする。ただし，市長が特別の理由があると認めるときは，この限りでない。

４　市長は，令第８条第１項ただし書に規定する場合その他市長が特別の理由があると認める場合は，規則で定めるところにより，手数料を減額し，又は免除することができる。

５　既に納入した手数料は，返還しない。ただし，市長は，特別の理由があると認めるときは，その手数料の全部又は一部を返還することができる。

（平25条例52・平31条例３・一部改正）

（柏市保健衛生審議会の設置）

第４条　保健所の適正な運営等に資するため，地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定により，柏市保健衛生審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務及びその権限）

第５条　審議会は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　法第４条第１項に規定する基本指針に係る事項であって市長の権限に属するものに係る企画，実施及び評価に関する事項

(2)　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第５条第１項に規定する基本指針に係る事項であって市長の権限に属するものに係る企画，実施及び評価に関する事項

(3)　その他保健所の運営等に関する事項

２　審議会は，前項の規定による調査審議のほか，保健，医療及び生活衛生に関する重要な事項について，市長に意見を述べることができる。

（組織）

第６条　審議会は，委員20人以内をもって組織する。

２　審議会に，専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは，特別委員を置くことができる。

３　委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　民間関係団体の構成員

(3)　関係行政機関の職員

(4)　その他市長が適当と認める者

４　特別委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

(1)　当該専門的な事項に関する学識経験を有する者

(2)　その他市長が適当と認める者

（任期）

第７条　委員の任期は，２年とする。ただし，委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任されることができる。

３　特別委員は，その者の委嘱に係る当該専門的な事項に関する調査審議が終了したときは，解任されるものとする。

（部会）

第８条　審議会は，特定の事項を調査審議するため，必要に応じて部会を置くことができる。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この条例は，平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年条例第34号抄）

（施行期日）

１　この条例は，平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成25年条例第52号抄）

（施行期日）

１　この条例は，平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成31年条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は，平成31年10月１日から施行する。

○柏市保健所条例施行規則

平成20年３月28日

規則第42号

（趣旨）

第１条　この規則は，柏市保健所条例（平成19年柏市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（検査の申込み）

第２条　保健所の行う検査を受けようとする者は，検査申込書を市長に提出することにより，市長に申し込まなければならない。

（条例第３条第１項の規則で定める役務）

第３条　条例第３条第１項の規則で定める役務は，次に掲げるものとする。

(1)　HIV検査

(2)　性器クラミジア感染症検査

(3)　梅毒検査

(4)　淋菌感染症検査

(5)　肝炎ウイルス検査

（平29規則91・令７規則63・一部改正）

（手数料の減免）

第４条　条例第３条第４項の規定による手数料の減額又は免除（以下「手数料の減免」という。）をする割合は，次の各号に掲げる者の区分に応じ，それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者　100パーセント

(2)　国又は他の地方公共団体（本市の区域内に官公署又は施設を設置する国又は他の地方公共団体が，保健所の行う検査を公務上必要とする場合に限る。）　50パーセント

(3)　前２号に定めるもののほか，市長が特に必要と認める者　市長が別に定める割合

２　手数料の減免を受けようとする者は，必要な書類を添付した柏市保健所手数料減免申請書を市長に提出することにより，市長に申請しなければならない。ただし，市長が特別の理由があると認めるときは，口頭により申請することができる。

３　市長は，前項の規定による申請があったときは，手数料の減額又は免除の可否を決定し，その旨を柏市保健所手数料減免決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（手数料の返還）

第５条　条例第３条第５項ただし書の規定による手数料の返還を受けようとする者は，必要な書類を添付した柏市保健所手数料返還申請書を市長に提出することにより，市長に申請しなければならない。ただし，市長が特別の理由があると認めるときは，口頭により申請することができる。

２　市長は，前項の規定による申請があったときは，手数料の返還の可否を決定し，その旨を柏市保健所手数料返還決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（会長及び副会長）

第６条　条例第４条に規定する柏市保健衛生審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各１人を置き，委員の互選により定める。

２　会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議及び議事）

第７条　審議会の会議は，必要に応じて会長が招集し，その議長となる。

２　審議会の会議は，在任の委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ，開くことができない。

３　審議会の会議の議事は，出席の委員及び特別委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

４　前２項の規定にかかわらず，感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは，在任の委員及び議事に関係のある特別委員に議事に係る意見を求め，その半数以上から意見書の提出があった場合に限り，会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。

５　会長は，前項の規定による決定をしたときは，遅滞なく，当該決定について在任の委員及び議事に関係のある特別委員に報告しなければならない。

（令２規則70・一部改正）

（部会）

第８条　条例第８条に規定する部会（以下「部会」という。）に属すべき委員及び特別委員は，会長が指名する。

２　部会に部会長及び副部会長１人を置き，会長の指名する委員又は特別委員をもって充てる。

３　部会長は，部会の会務を総理し，部会を代表する。

４　副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは，その職務を代理する。

５　部会の会議及び議事は，審議会の会議及び議事に準じて行う。

６　審議会は，前条第３項の規定にかかわらず，その定めるところにより，部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

７　部会長は，前項の規定により部会の議決をしたときにあっては部会の会議の結果を，部会の審議が長期にわたる場合で部会長が必要と認めるときにあっては部会の会議の経過を審議会に報告するものとする。

（意見の聴取等）

第９条　審議会（部会に調査審議させる場合にあっては，部会）は，必要に応じて委員及び特別委員以外の関係者に対し，会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き，又は資料の提出を求めることができる。

（審議会の運営）

第10条　この規則で定めるもの及び次条の規定により市長が別に定めるものを除くほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

（補則）

第11条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この規則は，平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成29年規則第91号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（令和２年規則第70号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（令和７年規則第63号）

この規則は，令和７年６月１日から施行する。